



られゝば宜い、例へば全國には圖書館の如きのが澤山ある、各府縣廳にあるところの圖書館には、統計が特に此處にあるのだと云ふやうなことを表示され周知する手段を講じて、それで例へば東京ならば日比谷の圖書館に行けば統計は必ずあるのだと云ふやうなやうに思はれますので、成るべく國民が十分斯う云ふものを使へるやうに一觸御努力願ひたいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 私只今申し忘れましたが、齊藤子爵の仰せられた通りのことを考へて居りまして、東京では統計局か統計委員會の事務局に特に……出來ますかどうか分りませぬけれども……今非常に缺乏して居ります外國の統計書類も一部は何とかして手に入れまして、さうして其處に参りますれば日本の官廳統計、民間統計は勿論のこと、外國のものも、一概は揃りまして、着々準備中でござります。

○委員長(伯爵宗武志君) 尚只今問題になつて居ります参考資料に付きまして御質問がありましたならば、此の際お願ひ致したいと思ひます、直接之に關する御質問がなければ、元に戻りまして、第七條の全部に付きまして御質問を願ひます。

○子爵齋藤齊君 第七條では統計委員會の承認を得なければならぬと云ふことになつて居るのでありますと、可なり統計委員會にエキスパートが揃つて居ないとむづかしいのぢやないかと思ひますが、又何と申しますか、國民の大部が統計調査の客體になつて來ると云ふやうな關係がありますので、昨日も申上げました通り、統計委員の

選定と云ふものに付きましては、餘程御考慮になる必要があるのぢやないか、特に只今、日本が民主的の國家になつて行くと云ふ意味合がら、此の統計委員の中に、國會議員と云ふ人々が入つて行く必要がありはしないか、非常なエキスパートを要すると共に、又全般的に、ものを見て行く人も必要ぢやないかと思ひます、何故かと申しますれば、戰時中行はれました國勢調査なり、各種の調査は非常にむづかしいことを國民に要求して居るのでありますし、恐らくあの調査は可なりのものが無駄になつて居ると私は見て居ります、統計の調査と云ふものは觀念的に是非常に簡単なものでありまするけれども、實際の調査をする場合には、ちよつと字句の書き方で以て、説明の書き方に依つて、これが非常に誤解されちまふ、況してやむづかしい調査をと云ふことになりますると、これは國民には迫も出來ない、答が出來ないと云ふものが幾多あるのであります、就きましては統計委員の中には、さう云ふことの分る人、當識の疎遠してある人と云ふものも入れる必要があるので、又或は實際の此の統計と、統計實務に携つて來た人、統計實務で叩き上げて來たと云ふやうな人が、此の中に入つて行くことが必要ぢやないかと思ひます、先達で御配付になりました統計委員會の委員の顔觸れなんか見ると、どうも頭脳的の人が多くて、さう云つたやうな人はどうも餘り居られないんぢやないか、まあ大體常識家としては、或は今日おいでの方の美濃部さん位ぢやないかと、經歴から見まして考へるのであります、が、此處ら邊は詰らないやうなことで、統計調査に於きましては非

常に大切な事であります、國勢調査の如き厖大な國費を使つて、それが非常な無駄をして居ると云ふやうなことは、是は國民はたまらない、さう云ふ考慮を一つ十分めぐらして戴きたいと思ひます、又内閣統計局と此の統計委員會との關係でありますするが、此の委員會の委員の觸れを見ますると、當時内閣統計局長であつた方は入つて居るやうでありますするが、内閣統計局の局長は、自動的に此の統計委員會の委員になると云ふことが考へられて居ないのであるか、そこら邊も伺つて見たいと思ひます、なぜかならば、此の統計の技術と云ふものは、さう馬鹿に出来ないのでありますし、統計の實務關係から致しまして、此の統計の實務を致します所の局長が、責任者が、此の委員會の中に加つて居ると云ふことは必要なことぢやないかと思ふのであります、又統計の實務に携つて居る人達から言はせましても、自分達は唯數字を取つて居るだけであつて、自分達の考へて居ることが一つも委員會の方に取上げられないんだと云ふやうになります、又統計の實務に携つて居る人達から言はせましても、自分達は唯數字を取つて居るだけであつて、自分達の考へて居ることが一つも委員會の方に取上げられないんだと云ふやうになりますと、統計の實務其のものが歪められて來ると云ふやうな點もやはりはしないかと懸念されるのであります、斯う云ふやうな點に對して御意見を伺つて見たいと思ひます。

主たる目的でございましたもので、理論的な人達に少し偏った傾きが確かにあるのではないかと考へて居りますが、今後は齊藤子爵の御意見のやうに、実際家、それから常識的な見方をする方々を出来るだけ入れて組織して行きたいと思ひます、それから唯其の場合に實際問題として非常にむづかしいことは、統計委員會の委員が普通の委員會と違ひまして非常に仕事が多いのでございます、只今御手許に差上げました斯う云ふそれゝの統計に付きまして、其の内容が正しかどうかを一々詳細に當つて行かなければならぬので、只今國勢調査をやりたいと思ひまして其の準備をして居ります、其の方面の國勢調査の内容だけでも、其の方面に關する小委員會の方々は一週二度位来て戴きまして、午後中殆ど潰して戴くと云ふ風な恰好になる位忙しくやつて居りまして、さうして其の報酬としては年五百圓と云ふあるかないか分らないと云ふやうな報酬しか差上げられないでの、其の點どう云ふ風にしたら宜いか、非常に悩み思つて居るのでござしますが、何とかしてさう云ふ難關も克服して出来るだけ多くの方々を委員會に入つて戴いて、十分に審議して戴きたいと思つて居ります、唯其の場合にもう一つむづかしく、矛盾と申しますか、さう云ふ點が考へられますのは、委員會が非常に活潑に運営していく爲には餘りに人數が多くない方が宜いので、それでないと、唯甲論乙駁ばかりで話が進まないと云ふことになりますし、又其の半面、餘り少ないと今度は齊藤子爵の御指摘になりまししたやうにインタレストが片方に偏してしまつて國民に迷惑を及ぼすと云ふやうなこ

丁度宜い所を狙つて、丁度宜い人數で、運營も比較的活潑に行くし、又立場も出来るだけ公平になると云ふ所をこれからもう一つの御質問の内閣統計局长の問題でございますが、現在の統計局長は森田謙三氏で、森田氏には統計委員會の委員になつて戴いて居ります、自働的になると云ふことは決めて居りませぬけれども、最も重要な統計局の局長でござりますからして、大體原則として委員會に出て戴くと云ふことになつて……考へて居ります、尙附加へて申上げたいのは、正式の委員にはなつて居られませぬけれども、各省の統計課の課長の方々には、統計委員會の度毎に御出席になつて意見を活潑に述べて戴いて居ると共に、又日本銀行からも統計局長に來て戴いて居りますし、又各省の統計官の、統計に關係して居る事務官の方々は、統計委員會とは別に毎週一回會議を開いて十分に討論して事務を運んで居ります、さう云ふ風でございますから、齋藤子爵の御指摘になりました點誠に御尤もで、只今も出来るだけそれに副ふやうにと努力して居りますが、まだ十分な點もございませぬからして、今後は益々其の點に努力致したいと思つて居ります〇子爵齋藤齊君 私に端的に申さして戴けば、從來統計に携つて居た人が統計統一と云ふことをやらうと思つて永年努力して居つたのでありまするが、それは今日迄出来なかつた、それが斯う云ふ方々の御努力に依りまして、今回斯う云ふ統計法が出来て、統計統一と云ふことが出来て來ると云ふことは非常に良いことだと思ひます、又此の

方々の御努力と云ふものに對して深甚の敬意を表する次第であります、今日迄斯う云ふやうに我武者羅にやつて來られたのは誠に結構であります、今後の委員會の運營に付きましては、もう少し何と申しますか、此の際方向の轉換を圖られまして、もう少し民主的にやつておいでになつたらば宜いのぢやないかと云ふ、さう云ふ風を感じを受けるのであります、さう云ふやうな點から私は希望的に意見を申上げた次第であります。

○政府委員(美濃部亮吉君) 誠にさう云ふ非難も齋藤子爵からのみならず時私も他から受けます、其の點出来るだけ其の御趣旨を生かしてデモクラティックに運営して行きたいと云ふやうに努力する積りであります。

○委員長(伯爵宗武志君) 第七條に付ては別に御質問ございませぬか、質問がなければ第八條に移ります。

○子爵齋藤義君 第八條の此の「命令」はどう云ふ命令を豫定されて居る譯なんですか、第八條第二項の「前項の規定により届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、命令でこれを定める。」と云ふ所の命令は……

○政府委員(美濃部亮吉君) 大體命令の案と致しましては、政府の行ふ統計調査でございまして、さうして全國に亘るもの、若しくは重要地域を包括するもの、又はそれ等の地域を代表するものとして行ふサンプル調査、選擇的に行ふ調査、さう云ふものであるが、或は各省の地方出先機關、各都道府縣若しくは農業會、又大阪、京都、名古屋、横濱、神戸、福岡の各市若しくは各商工會議所、詰り民間の機關の行ふ統計調査であつて、其の管下の全

地主の李連喜の名を冠する此處は、日本統治時代に開拓された農村である。

云ふ道、それが、先達の、藤蔭省庵あつて、は、今、なしが、ありますから其國的調査に出でて、届けられた命と云ふ。藤蔭省庵が、その事務の運営を、主として、行きましたが、それが、何より、併し、人ふ入らぬ、結構な活動計画の専門家でもありますから、その辺の、細かいところまで、よく、お聞きになります。

云ふ特殊の學界でありますので、上の方の指導統計の事は出来て居ないと思ふ。されば研究會へ入れて行なつて居ります。それで、私は通話した所によると、この問題は、大體斯うなることを思ふ。

ないに各と聞いとが所あるとが、云ふ離ら得る、統計思ひの仰私と思數理で居て思ふ優も懶むで、面で方をいましたになふ云ふが、バー達のと云て、

る人が居ます。また、ノマリカの事務所は、その他の事務所と並んで、この問題に注目して、その調査研究を進めておられます。そこで、この問題について、より詳しくお聞きしたいと思います。

手許にくの仲ふこ場合象臺さ、さ所が入りま人と所かたらかとれま

(美濃部)  
く分り  
ひます  
したや  
さう云  
故加は  
ふこと  
く現す  
君此重複、それ  
が、そ  
其の官  
が調べ  
が、それ  
例へ  
方も一  
やります  
うちか  
でられ  
ませぬ  
それは  
例へ  
施設と  
設備と  
設備が入  
其の中に  
は、運  
、從來

（九）齊藤  
他に御  
あります  
法の目的  
と云ふ事  
に出来る  
事  
に結構な  
が思と  
ものを例  
題に調査  
の官僚は  
の調査で  
て居る事  
承知し  
ある所で  
る様な事  
ただけに  
て居る事  
に第五回  
を全部

の研究委員会では、この委員会の研究結果をもとに、電気設備の規格化と標準化が進められました。また、電気設備の規格化と標準化が進められました。

○政府委員(美濃部亮吉君) 只今の御尋に付きまして御答へ申上げますが、それが指定統計調査である場合には、關係各廳又は公共團體に對して第九條の第二號に依りまして實施を求めることが出来る譯でござります、併し指定統計調査でなくして、極く一般の統計調査に付きましては、是はそれ迄統計委員會が實施を求めることが出来ることになりますと、餘りに統計委員會の權限が廣くなり過ぎますので、指定統計調査だけに限りまして、それに付ては第九條の第二號に依りまして實施を求めることが出来ると云ふ風にしてござります

○荒川文六君 序でに伺ひたいと思ひますが、曩の指定統計指定案の中、商工省の關係で工業統計表と云ふものがござりますが、此の工業統計と云ふもののが内容は、大體どんなものであるかと云ふことは、見込が付いて居るのでせうか

○政府委員(美濃部亮吉君) この工業統計表の主なものは、從前の工場統計と云ふ名で現れて居りました、生産額、それから經營數、それから從業員數、さう云ふものが主となつて居る工業統計でございますが、尙色々不備の點もござりますので、現在商工省に於て検討中でござります、其の検討が一應完成致しましたならば、尙指定統計になりましたならば、統計委員會に於て更に一層内容を調査しようと云ふ段取になつて居ります

○荒川文六君 もう一つ伺ひたいと思ひますが、統計を取る事柄に依りましては、其の数字を調べ上げる方法など

に餘程考慮しなければならないことが起つて参るかと思ひます、例へば農産物の報告などに於きましても、其の収穫量を計ると云ふやうなことが専門的な色々方法がありまして、それに依つて數が大分違つて来る場合もあるかと思ひます、さう云う風なことは矢張り迄も、統計委員會が決める譯になりますか

○政府委員(美濃部亮吉君) 決めると申しますか、承認を與へる、此の七條の第一號の目的、事項、範圍、期日及び方法と云ふ所で、今の御話の方法に付て、それが適當であるかどうかを検討致しまして、さうして適當でないと認めました場合には、變更を命ずると云ふこともあり得る譯でござりますと、先程齋藤委員からも御話がありましたやうに、此の統計委員の中には餘程専門的な人が入ることになるかと思ひますが、此の統計委員會の官制の中に、臨時委員を置くことが出来ると云ふことになつて居りますが、此の臨時委員と申しますのは、さう云ふ事柄一つ一つに付ての委員と云ふ意味でございませうか

○政府委員(美濃部亮吉君) 御説の通り臨時委員と申しますのは、例へば米の收穫に付て問題が起きた時には、特にさう云ふ點のエキスパートを臨時委員に命ずる、或は國勢調査が問題になりました場合には、國勢調査のエキスパートに特に来て戴いて指導して戴くとか、さう云ふことを主な目的にして居ります

○荒川文六君 第九條に付ての私の質問は終りました

○委員長(伯爵宗武志君) 第九條に付て他に御質問がなければ、第十條に移ります

○荒川文六君 此の第二項に「適當な特別の資格」と云ふ字句がござりますが、是は具體的に申しますと、どう云ふ風になるのですか

○政府委員(美濃部亮吉君) 是は將來は出來るだけ嚴格にして參りまして、國家試験のやうな、統計試験と云ふ風なもの、迄も課したいと云ふ意向は持つて居りますけれども、今直ちにさう云ふ嚴格なことは迫も出來得ない状態でございますので、當分の間は大體次のやうな基準で決めて行きたいと思つて居ります、それは一つは、通算二年以上統計調査の事務に從事した者、それから二が、大學令又は専門學校令に依る學校に於て統計學又は數學の課程を修めた者、或は三に、統計委員會が公認した統計職員養成機關又は統計講習會の課程を終了した者、それから或は四、右の外統計委員會が特別に銘衡した者、大體當分の間は、斯う云ふ基準で統計官或は統計更員、或は其の他の團體の指定統計調査事務に從事する職員の資格を決めたいと云ふ風に考へて居ります

○飯沼一省君 第一項の規定であります、此の指定統計調査に關する事務に從事する官吏と云ふのは、どの程度迄のことを豫想しておいでになるのでありますやうか、各省で指定統計調査のことを行ふ官吏も矢張り統計官に補せられる譯でありませうか、其の點を御伺いたいと思ひます

○政府委員(美濃部亮吉君) 指定統計

調査に關する事務と云ふ、其の事務の範圍は、毎日々々の業務に依つて必然的に出て参りました結果を統計に作成して行く、詰り例へば人口動態統計で申しますならば、死亡統計を作る場合に、役場の窓口に居りまして、死亡届の受付をして居る吏員がございます、斯う云ふものは其の時の毎日々々の業務と認めまして、統計事務とは認めませぬで、さうして日々の業務から集りました數字を統計に作成する、詰り今の死亡統計で申しますれば、役場の窓口に死亡届が出来まして、それを数字として死亡統計に作成する、詰り窓口から以後の事務を統計事務、統計事務に從事する官吏と云ふ風にしたいと考へて居ります、其の點何處迄が統計事務であるかと云ふことは比較的むづかしいことでありますし、もう一つ遡つて申しますと、統計とは何を言ふかと云ふ問題に迄遡りますので、此の點色々議論もございましたが、只今申しましたやうに、毎日々々の業務それ自體は統計事務に入らない、其の業務の結果として出て参りました結果を統計に作成する過程、其の過程に從事して居る者を統計事務に携る官吏と云ふ風にいたしますと考へて居ります

云ふのか、其の點を御伺したいと思ひます。  
○政府委員(美濃部亮吉君) 上の方と申しますと、詰り出来上つた統計に完成します迄の……、下の方は窓口から後で、上の方は統計が完成される迄でござりますが、もう少し具體的に申しますと、所管の局課長以下で、それから下の方は當該局課の三級官吏迄、具體的にはさう云ふ風に致しにいと思つて居ります。

○子爵齋藤齊君 今の中項は、統計官に必要な事項は……命令でこれを定めるとなつて居りますが、「統計官に必要な事項」と云ふのはどう云ふものでありますか?

○政府委員(美濃部亮吉君) それは且申上げましたやうに統計官に特別な資格を與へる譯でございまして、其の資格の内容でござります、それでございますから只今申しました通算一年以上統計調査に從事した者或は學校で統計學又は數學の課程を修めた者、或は統計委員會が公認した統計職員養成機關又は統計講習會の課程を修了した者、或は統計委員會が特別に銓衡した者、斯う云ふ者を資格があるものと認めると云ふことを規定する、斯う云ふ意味であります。

○子爵齋藤齊君 それは第二項の方の問題であつて、此の統計官の方は第一項の問題だけぢやないでせうか、第二項の特別の資格等に付てはさう云ふことなきことを考へられると思ひますが、私の申上げて居るのは、此の統計官だけのことを聽いて居るので、此の統計官の資格とか、何とかと云ふことは統計委員會の意見を聽いて命令で之を定めると云ふことになるのであります。

か、今のような御説明になりますと政府が統計官を任命する場合に一々資格等に付て統計委員會の意見を聽くと云ふことになるのでありますか

○政府委員(美濃部亮吉君) いやさうではありませぬ、詰り一般の範囲及び資格の基準を命令で定める場合に、統計委員會の意見を聽いて決めてしまひまして、さうして其の基準に従つた者は一々統計委員會の意見を聽かないでもどん／＼任命出来る、斯う云ふ譯でござります。

○子爵齊藤慶君 私読み違へて居りました、それは第二項の方の問題でござりますね、統計官に必要な事項は……命令でこれを定めると云ふことでござりますから、其の「統計官に關し必要な事項」と云ふのはどう云ふことかと伺つたのであります、御答辯の方は其の前項のことだけ仰しやつて、統計官のことに付ての御説明がなかつたので、ちよつと混乱した譯です

○政府委員(美濃部亮吉君) 「統計に關し必要な事項並びに前項に掲げる者」此の兩方に掛けて私は申上けたので、統計官に關しましても通算二年以上云々と云ふのが出て来る譯でござります、同じ譯でござります

○子爵齊藤慶君 内閣が統計官の任命をします時に其の資格は統計委員會が決めて行くと云ふことになるのでありますか

○政府委員(美濃部亮吉君) 左様でございます、先程御尋ねの家計調査の問題でございますが、現在は統計局に於ては家計調査をやつて居らないさうでござります、全面的に物價廳でやつて居るさうでござります、それから現在の生計費指數の根據となつて居る價格は

○子爵齋藤齊君　入江さんに伺つて見たいのでありますから、從來さう云ふやうな官吏の身分を決めます時に、他の委員會の意見を聽いてやつて居ると云ふ場合があるのでありますか。

○政府委員(入江俊郎君)　さう云ふ風な例は殆ど今迄なかつたと思ひます。此の統計官は第一項に於きまして官吏が補職される地位でありますから、語り統計官と云ふ獨立の官がある譯ではなくして、兎に角一應官吏になつた者に統計官と云ふ職を與へる場合なので、さう云ふ補職をする場合には是だけの要件がなければ補職が出來ないと云ふ風なことは、國の官吏に付ても一般的な規定と云ふものは餘りないと思ひます、況や特別の委員會の意見で其の準則を決めると云ふ風な場合は、制度上は殆どなかつたやうに思ひます、併しは統計官と云ふ特別な職務であり、而も統計委員會で統制的と言ひますか、或は總括的に色々な計畫を立て行くと云ふことにしたものですから、そこで統計官に補する場合の資格に付ても統計委員會で十分意見を盡させて、それに基て準則を決めて個々に任命と言ひますか補職をして、其の準則に従つて政府の方でやつて行く、まあ是が適當であらうと云ふので、斯う云ふ新しい型を此處に描いた譯であります。

○子爵齋藤齊君　全般的に見ますと、此の統計委員會と云ふものは非常な權限を持つて居るやうに思ふのであります、従來の行き方とまるつきり違ふ、而も委員の責任がどうなつて居ります。

るのであるか、さう云ふやうな點に付きましたて法制局長官の御説明を何か承つて見たいと思ひますか……

○政府委員(入江俊郎君)　此の統計委員會に付きましては、此の法律では各種の權限を與へましたけれども、其の組織に付きましては勅令で書くことになつて居つて、此の前もお話しましたやうに統計委員會官制で其の規定が出来る譯であります、従つて此の官制は從前ありまする官制の型を大體踏襲して居ります、此の委員に付きましては特別なる規定は現在の所ございません、併し之を要するに委員の人の選如何に依ることでありますて、先程も人選に付て色々御意見がありましたが、それ等は將來大いに参考として考へて行きたいと思ひますが、最も適切なる人を此處に選び出してさうしてやつて行くと云ふことになりますれば、特別に官制上其の責任を重くするやうなのは又其の職務執行に付て各種の制限を加へるやうなことを置きませぬでも、運用で適當に行くのではながらうかと云ふ風に考へて居ります、尙此の統計委員會には事務局が附屬して居りまして、矢張り是もエキスパートが其處へ入つて委員會に關する事務を執つて居りますので、それ等との關聯に於きまして、通常ある委員會と違つて、十分事務的に正確なる資料に基いて意見を決めて行くと云ふことが出来、又意見を決める場合にそれだけの識見のある人を其の地位に据えれば先づ差支なからうではないかと云ふことであります、委員會官制に付きましては、從来ありまする官制と大した違ひがないやうな建前に現在はなつて居ります

いもので、一つの試し見たなもので  
すね、是の委員會が巧く行くか行かない  
かと云ふことが、今後の各種の制度  
に色々な反映をして来る點があるのです  
はないかと思ひますが、先程の御話に  
ありましたやうに此の委員と云ふもの  
は非常にむづかしい仕事をさせて、而  
も過すること甚だ薄く誠に御氣の毒と  
云ふ風に感ずるのであります、何とか  
斯う云ふやうな點に付きましても政府  
として適當な御考慮があつて然るべき  
ぢやないかと云ふ風な感じを受ける次  
第であります、適當な機會に於きまし  
て豫算等に於きましても十分に御考慮  
を爲さつたら如何かと云ふ風に密かに  
考へて居る次第であります。

釘付にして置きさへすれば、それで仕事の成績が擧ると云ふものではないやうに思ふのでありますて、嘗て我が國でも行はれました官吏の身分保障、是は失敗であつたと私は考へて居りますが、股鑑遠からざるに又斯う云ふやうな規定を何故に置く必要があるのですらうかと云ふことを私疑問に思ひますが、どう云ふ趣意で此の條文が出来るのであるか、此のこととに付て御伺ひ致したいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君)　此の條文を設けました一番の主要目標は、米の收穫調査に當つて現實に直ぐにも問題になるのでございまして、米の收穫調査は非常に歪曲されますので、其の歪曲せしめられるやうな強制がある場合に、さう云ふ強制に反抗して自分の正しい意見を飽く迄貫徹しようと云ふ風な人達に對して身分保障をしたい、さう云ふ問題は單に米の收穫調査だけではなく、色々な點に付て起つて来るに違ひない、併し只今も御話されたやうに判檢事の身分保障と云ふやうな、あゝ云ふ強いものがあつてはどうしても弊害も亦起つて來るので、唯此の場合に於ては統計委員に其の事情を述べることが出来る、さうして「統計委員會は、その事情を審査し、これに對する意見を、統計官については、その者の本屬長官に、統計官以外の者については、その者の進退に關する權限を有する者に述べることができる」と云ふので、一應の何と申しますか、不當に職を免ぜられた者に對する一應の救濟の途を講じてある譯でありまして、判檢事のやうな絶對的なものではないので、只今のやうな御懸念と、それが特に收穫調査に於てさう云ふ實例も

度々ございますので、其の歪曲を無理にさせるやうな強制力、強制的な力を防ぐものと、其の中間を參りまして、此の位の身分保障は宜いのではないかと云ふので、比較的輕い身分保障を設けた次第なのでござります。

○飯沼一省君 此の指定統計調査をやります關係官廳、即ち各省に於ける統計官に付ても斯う云ふ規定が働くのだと思ひますが、其の點に付てはどうでありますか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 實際は殆ど是は役に立たないと思ひます、餘程の場合でなければ此の規定が物を言ふことはないで、唯斯う云ふ規定があると云ふ安心感を統計官に與へると云ふ位な所が本當の所であつて、實際に統計委員會が事情を審査して本屬長官に具申すると云ふ所に行くことは、實際に問題としては非常に稀ではない。

○子爵齋藤齊君 第二項の命令はどん

なことを豫想して居られますか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 此の命令

の主なる内容は、統計調査員がどう云ふ職務を行ふと云ふことが命令に依つて規定される譯でございますが、其の

いになります。

○政府委員(美濃部亮吉君) 實際は殆ど是は役に立たないと思ひます、餘程

の場合は何に付いても、御質問がなければ第十四條に

統計調査員のさう云ふ職務は、それぞれの統計調査に依つてそれ／＼皆違ふ

譯でござりますから、それ／＼の統計調査に付て命令が出来まして、それ／＼

違つた職務を持つ統計員が出来て

来る譯でござります。

○子爵齋藤齊君 ちよつと第十一條に

戻らして戴きたいと思ひますが……

○委員長(伯爵宗武志君) 宜しうござ

います。

○子爵齋藤齊君 十一條の第一項の但書の「別に勅令で定める場合はこの限

りでない」、是はどう云ふ場合でござりますか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 是は文官

分限令で處罰分される場合を申した

付て他に御質疑はございませんか、そ

れでは第十三條に移ります。

○子爵齋藤齊君 十三條の二行目のお

條が、唯私の恐れる所は、此の規定があ

る爲に統計に關する仕事をやつて居ら

れる人達の間に、發潤たる氣風がなく

なつて、矢張り此の前失敗した身分保

障と同じやうな弊害が現はれて來はせ

ぬかと云ふことを恐れますし、それか

ら又先程御話のありました農業關係の

統制の場合など、寧ろ其の反對の場

合がありはせぬか、斯う云ふ身分の保

障をされて居ることを悪用して、宜く

ないことを行ふと云ふようなものを却

て保護すると云ふやうな結果になる虞がないだらうかと云ふことを心配する

が、是はどう云ふ場合に、倉庫に入つて、ど

ますか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 例へば在

庫調査をする場合に、倉庫に入つて、ど

ますか。

○子爵齋藤齊君 いや分りました

のであります、御説明は能く分ります

した。

○委員長(伯爵宗武志君) 第十一條に

付て他に御質問ございませんが、御質

問がないやうでありますから、第十二

條に移ります。

○子爵齋藤齊君 第二項の命令はどん

なことを豫想して居られますか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 此の命令

の主なる内容は、統計調査員がどう云

ふ職務を行ふと云ふことが命令に依つて規定される譯でございますが、其の

ことではないで、唯斯う云ふ規定があ

るといふ安心感を統計官に與へると云

ふ位な所が本當の所であつて、實際に

統計委員會が事情を審査して本屬長官

に具申すると云ふ所に行くことは、實

際の問題としては非常に稀ではない

が、寧ろ統計に從事する者に安心感を

與へると云ふことが重要な作用ではな

いかと云ふ風に考へて居ります。

○飯沼一省君 御説明能く分りました

のであります。

○子爵齋藤齊君 一省君の御説明能く

分りました。

○政府委員(美濃部亮吉君) 例へば在

庫調査をする場合に、倉庫に入つて、ど

ますか。

○子爵齋藤齊君 いや分りました

のであります。

○政府委員(美濃部亮吉君) 例へば在

庫調査をする場合に、倉庫に入つて、ど

ますか。

○子爵齋藤齊君 いや分りました

ましては漢文で書かれたのと同じじやうに矢張り昏迷を來すだらうと思ひます、其の點は法律其の他が一般大衆と云ふものを對象とされるならば、此の書き方に付てももう少し御考になつて戴いたら宜くはないかと云ふ風に感ずる次第であります。

○政府委員(入江俊郎君) 御尤もでありますとして、將來又能く研究さして戴きます

○委員長(伯爵宗武志君) 第十四條の質問がなければ第十五條に移ります

○子爵齊藤齊君 此の第三項の「前項」の規定は、統計委員會の承認を得て使用の目的を公示したものについては」とあります。が、是は豫想されて居る場合はどう云ふやうなものでありますか

○政府委員(美濃部亮吉君) 例へば作物調査に關して出て來ました調査票を配給割當に準用すると云ふ風なことが其の一つの例だと思はれます、さうして又最も重要な例に、詰り統計調査で出て來た調査票とそれから配給の問題との關聯が重要な問題として出來る例だと思ひます

○子爵齊藤齊君 括弧の中に「結果の公表」とあります。が、是はどう云ふ意味合でありますか

○政府委員(美濃部亮吉君) それは、第十六條の小見出しでございます

○男爵紀俊忠君 十五條の第一行に於きます調査票、特に此處で票と御示になつたのは、調査の結果と云ふやうな意味ぢやないのでござりますか、詰り出て來た数字其の他に付てと云ふ意味ぢやないのでござりますか、其の點ちよつと御伺したい

○政府委員(美濃部亮吉君) 結果では

ないでございます、統計を取りますもの  
第一の段階と致しまして、個人々々に  
票を配ります、その調査に個人に関する  
する具體的な事項が記載されますもの  
が、それが統計の数字になつて現れますが  
すればそれで宜い譯でござりますけれども、個別的な調査票を外の目的に用  
ひると云ふことになりますと、非常に  
色々な弊害が出て來るのでござります  
其の弊害を除くのを目的としたもので  
ござります、例へば作物調査に關して  
出来ました調査票を税の關係に流用す  
ると云ふ風なことになりますと、調査  
それ自體が非常に不正確になるやうな  
虞がござりますので、さう云ふ弊害を  
防ぐことが此の條文の目的になって居  
ります。

○委員長(伯爵宗武志君)・次は明日午前十時から開きますことに御異議ありませぬか

「異議なし」と呼ぶ者あり。

ふことに致します、本日は是で散會致します

午後零時十二分散會出席者左の如し

○政府委員(入江俊郎君) 御尤もあります  
りまして、將來又能く研究さして戴き  
ます。  
○委員長(伯爵宗武志君) 第十四條の質問がなければ第十五條に移ります  
○(手取次君) 七つも二回の「お前」

○子爵齋藤齊君此の第

用の目的を公示したものについては、」  
とあります。が、是は豫想されて居る場  
合はどう云ふやうなものであります。

○政府委員(農農部亮吉君) 例へば作

物調査に關して出て來ました調査票を配給割當に準用すると云ふ風なことが其の一つの例だと思はしますまいどう

其の一つの例たると思はれます。さてさて又最も重要な例に、詰り統計調査で出て来た調査票とそれから配給の問題

との關聯が重要な問題として出來る例だと思います

○子爵齋藤齊君 括弧の中に「結果の公表」とあります。是はどう云ふ意

味合であります方

○男爵紀俊忠君 十五條の第一行に於  
きます調査票、特に此處で票と御示し

になつたのは、調査の結果云ふやうな意味ぢやないのでござりますか、詰

り出て來た数字其の他に付てと云ふ意味ぢやないのでござりますか、其の點

○政府委員(美濃部亮吉君) 結果では

第四部第四類 統計法案特別委員會議事速記錄第三號

昭和二十二年三月四日

貴族院

昭和二十二年三月二十六日印刷

昭和二十二年三月二十七日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局